

第 3 回座間味村議会定例会

第 2 日 目

9 月 21 日

平成24年第3回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年9月20日			
招 集 場 所	座間味村議会議場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 議	平成24年9月21日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成24年9月21日 午後1時58分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	大 城 晃	6 番	宮 里 清之助
	2 番	金 城 勝 英	7 番	宮 里 祐 司
	3 番	金 城 善 昇	8 番	中 村 秀 克
	5 番	金 城 弘 昭		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	7 番	宮 里 祐 司	1 番	大 城 晃
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	産 業 振 興 課 長	宮 村 英 美
	教 育 長	仲 地 勇	会 計 課 長	金 城 英 隆
	政 策 調 整 監	垣 花 健	教 育 課 長	野 崎 進
	総 務 課 長	大 城 直 人		
	住 民 課 長	宮 平 真由美		
	公 営 企 業 課 長	野 崎 康		

平成24年第3回座間味村議会定例会議事日程（第2号）

（平成24年9月21日午前10時00分開議）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2	報 告 第 2 号	財政健全化計画の平成23年度実施状況報告について
3	報 告 第 3 号	平成23年度健全化判断比率の報告について
4	報 告 第 4 号	平成23年度資金不足比率の報告について
5	報 告 第 5 号	地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について
		提出議案の説明（議案第39号～議案第47号まで）
6	議 案 第 3 9 号	沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部改正に関する協議について
7	議 案 第 4 0 号	平成24年度座間味村一般会計補正予算（第5号）について
8	議 案 第 4 1 号	平成24年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
9	議 案 第 4 2 号	平成24年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
10	議 案 第 4 3 号	平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
11	議 案 第 4 4 号	平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
12	議 案 第 4 5 号	平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
13	議 案 第 4 6 号	平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
14	議 案 第 4 7 号	平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について
15	発 議 第 5 号	駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書について
16	発 議 第 6 号	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について
17	発 議 第 7 号	「へき地学校給食用物質供給事業」に関する意見書について
18	発 議 第 8 号	県産品の優先使用に関する決議について

○ 議長（中村秀克）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番 宮里祐司議員及び1番 大城晃議員を指名します。

日程第2．報告第2号 財政健全化計画の平成23年度実施状況報告についてから、日程第4．報告第5号 地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況についてまでを一括報告といたします。

本案についての報告の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

報告第2号

財政健全化計画の平成23年度実施状況報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第6条第1項の規定により、財政健全化計画の実施状況を次のとおり報告する。

平成24年9月20日提出

座間味村長 宮 里 哲

報告第3号

平成23年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成23年度健全化判断比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成24年9月20日提出

座間味村長 宮 里 哲

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	21.8	132.3
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

報告第4号

平成23年度資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成23年度資金不足比率について、別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。

平成24年9月20日提出

座間味村長 宮里 哲

資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づく資金不足比率

（単位：％）

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20.0
航路事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	
漁業集落排水事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

報告第5号

地方自治法第221条第3項の法人に係る経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、同法第221条第3項の法人（株式会社二一・ごまみ）の経営状況を次のとおり報告する。

平成24年9月20日提出

座間味村長 宮里 哲

○ 議長（中村秀克）

これで報告の説明を終わります。

日程第6．議案第39号から議案第47号までの提出議案の一括説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議案第39号

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部改正に関する協議について

座間味村及び関係地方公共団体は、沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約第25条及び沖縄県消防通信指令施設運営協議会退会規程第3条に基づき、退会届出書及び該当関係団体の議決書が提出されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6及び第252条の2第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求める。

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約（平成23年7月21日制定）の一部を次のように改正する。

第3条中「、浦添市」を削る。

第5条中「、浦添市長」を削る。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

平成24年9月20日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部改正することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求める。

これが、本議案を提案する理由である。

議案第40号

平成24年度座間味村一般会計補正予算（第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年9月20日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村一般会計補正予算（第5号）

平成24年度座間味村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83,297千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,686,661千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月20日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
11 使用料及び手数料		44,884	△200	44,684
	2 手数料	5,415	△200	5,215
12 国庫支出金		80,972	1,650	82,622
	2 国庫補助金	63,667	1,650	65,317
13 県支出金		387,213	12,499	399,712
	2 県補助金	346,581	10,243	356,824
	3 県委託金	27,978	2,256	30,234
16 繰入金		63,651	4,261	67,912
	2 基金繰入金	63,650	4,261	67,911
17 繰越金		1	65,087	65,088
	1 繰越金	1	65,087	65,088
歳入合計		1,603,364	83,297	1,686,661

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		273,780	61,363	335,143
	1 総 務 管 理 費	250,618	61,701	312,319
	2 徴 税 費	10,531	△2,263	8,268
	3 戸籍住民基本台帳費	6,995	443	7,438
	4 選 挙 費	4,126	1,482	5,608
3 民 生 費		169,657	9,455	179,112
	1 社 会 福 祉 費	150,188	6,726	156,914
	2 児 童 福 祉 費	19,452	2,729	22,181
4 衛 生 費		138,579	9,361	147,940
	1 保 健 衛 生 費	80,535	7,861	88,396
	2 清 掃 費	58,044	1,500	59,544
6 農 林 水 産 費		106,390	△6,514	99,876
	1 農 業 費	16,663	△20	16,643
	3 水 産 業 費	67,065	△6,494	60,571
7 商 工 費		92,321	2,195	94,516
	1 商 工 費	92,321	2,195	94,516
8 土 木 費		165,225	11,388	176,613
	1 土 木 管 理 費	682	5,190	5,872
	2 道 路 橋 り ょ う 費	85,914	2,571	88,485
	3 河 川 費	9,185	890	10,075
	5 下 水 道 費	41,267	1,970	43,237
	7 空 港 費	22,875	767	23,642
9 消 防 費		129,605	326	129,931
	1 消 防 費	129,605	326	129,931
10 教 育 費		174,209	△2,601	171,608
	1 教 育 総 務 費	72,233	1,403	73,636
	4 幼 稚 園 費	25,765	△4,004	21,761
13 諸 支 出 金		91,461	△1,676	89,785
	2 公 営 企 業 費	91,455	△1,676	89,779
歳 出 合 計		1,603,364	83,297	1,686,661

議案第41号

平成24年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年9月20日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度座間味村の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,330千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172,047千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成24年9月20日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		55,499	50	55,549
	2 国庫補助金	18,771	50	18,821
10 繰入金		26,140	2,050	28,190
	1 一般会計繰入金	26,139	2,050	28,189
11 繰越金		1	18,230	18,231
	1 繰越金	1	18,230	18,231
歳入合計		151,717	20,330	172,047

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 險 給 付 金		75,093	2,100	77,193
	3 出 産 育 児 諸 費	2,102	2,100	4,202
3 後期高齢者支援金等		23,721	1,790	25,511
	1 後期高齢者支援金等	23,721	1,790	25,511
4 前期高齢者納付金等		3	7,045	7,048
	1 前期高齢者納付金等	3	7,045	7,048
11 諸 支 出 金		3	4,938	4,941
	1 償還金及び還付加算金	3	4,938	4,941
12 予 備 費		1	4,457	4,458
	1 予 備 費	1	4,457	4,458
歳 出 合 計		151,717	20,330	172,047

議案第42号

平成24年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年9月20日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成24年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成24年度座間味村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第3条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成24年9月20日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		3,747	△27	3,720
	1 一般会計繰入金	3,747	△27	3,720
5 繰越金		1	27	28
	1 繰越金	1	27	28
歳入合計		8,133	0	8,133

議案第43号

平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年9月20日提出

座間味村長 宮里 哲

平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成24年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,237千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287,347千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成24年9月20日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		51,322	1,961	53,283
	1 繰入金	51,322	1,961	53,283
7 繰越金		1	276	277
	1 繰越金	1	276	277
歳入合計		285,110	2,237	287,347

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		233,884	2,237	236,121
	1 営業費	233,884	2,237	236,121
歳出合計		285,110	2,237	287,347

議案第44号

平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年9月20日提出

座間味村長 宮里 哲

平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度座間味村の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,078千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52,155千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成24年9月20日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		41,267	1,970	43,237
	1 繰入金	41,267	1,970	43,237
5 繰越金		1	108	109
	1 繰越金	1	108	109
歳入合計		50,077	2,078	52,155

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		15,998	2,078	18,076
	1 下水道事業費	15,998	2,078	18,076
歳出合計		50,077	2,078	52,155

議案第45号

平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年9月20日提出

座間味村長 宮里 哲

平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度座間味村の漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ△6,368千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,380千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成24年9月20日

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		18,573	△6,494	12,079
	1 繰入金	18,573	△6,494	12,079
6 繰越金		1	126	127
	1 繰越金	1	126	127
歳入合計		23,748	△6,368	17,380

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 漁業集落排水事業費		12,768	△6,368	6,400
	1 漁業集落排水事業費	12,768	△6,368	6,400
歳出合計		23,748	△6,368	17,380

議案第46号

平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年9月20日提出

座間味村長 宮里 哲

平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度の座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成24年9月20日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		4,345	△20	4,325
	1 繰入金	4,345	△20	4,325
6 繰越金		1	20	21
	1 繰越金	1	20	21
歳入合計		5,077	0	5,077

議案第47号

平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成24年9月20日提出

座間味村長 宮里 哲

平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第1号）

平成24年度座間味村の航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成24年9月20日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		625,539	△1,676	623,863
	3 営業外収益	91,456	△1,676	89,780
2 繰越金		1	1,676	1,677
	1 繰越金	1	1,676	1,677
歳入合計		625,544	0	625,544

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

それでは、議案第40号からの補正予算について、若干説明をさせていただきます。まず、議案第40号の一般会計補正予算（第5号）でございます。説明は2ページから4ページにかけて説明したいと思います。

まず、今回の補正額ですけれども、一般会計の総額で8,329万7,000円となりまして、予算額は16億8,666万1,000円となります。款ごとに主なものを説明します。まず、歳入の11款使用料及び手数料。手数料20万円の減額がありますけれども、これはインフルエンザの手数料の減によるものです。

12款国庫支出金165万円。これは身障者の支援費に充てるための国庫補助金です。

13款県支出金1,249万9,000円ですけれども、主なものとしましては島しょ型福祉サービスの補助金として750万円余り。安心こども基金補助金として190万円余り。県の委託金が148万2,000円ありまして、これは衆議院選挙に係る選挙委託金となっております。

16款繰入金。湯水基金から196万1,000円、ふるさと納税による基金から230万円の繰入をしております。繰越金として6,508万7,000円、今回の補正に充てるための財源として、きのう決裁をいただきました一部を計上させていただいております。

3ページ、歳出のほうにいきます。これも款ごとに主なものだけ説明させていただきますと、2款総務費のほうで6,100万円余りの補正がありますけれども、これは剰余金のうちの財政調整基金への積み立てが約5,200万円程度、あと歳入のほうでも先ほどありましたけれども、衆議院選挙の選挙費として148万円というようなものが主な補正になります。

次に3款の民生費945万5,000円ありますけれども、これは国保特会へ205万円繰出金。身障者施設入所支援として330万円。児童手当のシステム改修として約200万円の補正を計上しております。

次に4款の衛生費。簡水特会へ196万1,000円の繰出し。あと墓地公園の用地購入として500万円、集落内等の清掃賃金として150万円を計上しております。

6款農林水産費、マイナスの650万円ですけれども、漁業集落排水の特別会計への繰出しを649万4,000円減額の補正であります。

次、7款の商工費219万5,000円は、エコツーに伴うルール策定の委託経費であります。

次に8款の土木費。下水道特会の繰出しが197万円、人件費の組み替えによる増で800万円余り増となっています。

次、4ページ。9款消防費です。これは議案第39号でもありましたけれども、消防指令センターへの座間味村の負担金として32万6,000円を計上しております。

次に10款教育費。マイナスの260万円ですけれども、教員住宅の修繕費として80万円、社会保険料として59万2,000円プラスの計上ですけれども、一方で幼稚園費のほうで人件費を400万円程度減額して、トータルでは260万円ぐらいの減額補正になります。諸支出金としましては、マイナスの167万6,000円ですけれども、これは公会計の剰余金の出た分を一般会計へ戻していただくというような事務的な補正になります。一般会計は以上です。

次に議案第41号の国民健康保険です。これについても2ページと3ページで説明をさせていただきます。

まず、2ページの歳入のほうですが、4款国庫補助金として5万円。これは出生の一時金に充てるための国庫からの補助金です。10款繰入金205万円ありますけれども、これも一般会計から繰り入れしますが、これについても出産一時金のための経費を一般会計から繰り入れをします。

3ページ、歳出です。2款保険給付金210万円、これは先ほどの歳入の国庫と一般会計の繰り入れを合せて210万円を出産の育児費に支給するための歳出です。

3款と4款につきましては、後期高齢者と前期高齢者の負担金ということになります。

11款諸支出金のほうはですね、平成23年の生産による国庫への返還ということで、474万円というのが主な補正額になります。

次に議案第42号 後期高齢者特別会計ですけれども、その2ページと3ページをごらんいただきたいんですが、きのう認定をいただきました決算額をですね。一般会計からの繰り入れを減額し、繰り越しを計上するという、財源の組み替えの予算になります。ですので歳出はございません。

次に議案第43号 簡易水道事業です。これも2ページと3ページをごらんいただきたいと思いますが、まず先に3ページのほうから説明しますと、歳出のほうで223万7,000円の補正があります。これは海水淡水化施設に伴う井戸の調査のための経費ですが、それにつきましては財源を決算剰余金の27万6,000円と一般会計からの196万1,000円で財源に充てるという予算になっております。

次に議案第44号 下水道事業特別会計補正予算。これも2ページと3ページをごらんください。これについても簡水と同じように歳出のほうから説明させていただきますが、2億7万8,000円歳出の補正予算を計上しております。これは座間味の下水処理場のほうの機器のふぐあいによる修繕のための経費です。その207万8,000円の財源として一般会計からの繰り入れを197万円、平成23年度の繰越金10万8,000円充当するという補正予算の案でございます。

議案第45号 漁業集落排水事業特別会計ですけれども、2ページと3ページをごらんいただきたいと思いますが。これについてはですね、歳出のほうでマイナス636万8,000円ということになっておりますけれども、これも人件費の組み替えに伴いまして財源のほうも組み替えを行うという補正予算になります。

議案第46号 農業集落排水事業特別会計です。補正額が0円ですけれども、これについても繰越金が発生したことによる財源の組み替えの補正になります。

最後に議案第47号 航路事業。これも2ページと3ページをごらんください。補正額としては数字は上がってきませんが、先ほどの農業集落排水と同じように剰余金が出た分の一般会計への戻しというような補正予算となっております。以上で説明を終わります。

○ 議長（中村秀克）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第7. 議案第39号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部改正に関する協議についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部改正に関する協議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第39号 沖縄県消防通信指令施設運営協議会規約の一部改正に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第40号 平成24年度座間味村一般会計補正予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

6番 宮里清之助議員。

○ 6番(宮里清之助議員)

直接、補正予算のことではないんですけど、湧水対策基金というものの変更が196万1,000円補正増と出ていますけど、直接じゃなくてですね、この湧水対策基金、今、残高が6,000万円、7,000万円近く残高がありますよね。実はこれ、数年前に結構もめた経緯があってですね、もともとはauから座間味村の湧水対策に対して寄与してほしいということで出された多額の寄附から始まったものなんですけど、繰入、繰替運用とかいろいろごたごたしましたけど、当時、その繰替運用をして返済はすべて終わっていたんですけど、この運用なんですけど、今後どうなるかわからないということで置いていると思うんですけど、この寄附者の趣旨からした場合に、今回、同じ施設のほうでできつつありますし、どういう形で予算も含めて整備していくのか。整備というのは、こちらでのやり方ですね。そういった、どういうお考えを持っているのか、ちょっとお聞かせ願えないですか。

○ 議長(中村秀克)

大城直人総務課長。

○ 総務課長(大城直人)

まず、基金を創設した際の目的がございますので、当然この基金の創設の目的に沿った形での運用。もしくは取り崩して充てるということになるかと思えます。

○ 議長(中村秀克)

6番 宮里清之助議員。

○ 6番(宮里清之助議員)

具体的に基金の目的に沿った運用という考えはありますか。要するに、ある程度これから何が起こるかわからないから備えておくのか。大抵それが現実的な考えだろうと思うんですけど、5年ぐらい前か、いろいろごたごたがありましてですね、予算もいろいろあったんですけど、auにいろいろ会社名も出て、どうなのかという議論も結構あった時期もあったんですよ。実際、今は海水淡水化についてはめどがついたわけですが、そういった報告とかお礼とか、そういうのはされているんですか。それで、そういった形でやりますという報告もされたのか。する必要はないと言えればそれまでだけど、実際、多額の、5年前ですよ。前政権の村長の時代なんだけど、その趣旨からした場合に使い方については、こういうふうにしますよという報告みたいな形で一つの、あるいはやったのかやらないのか、やる必要もないのか。そこら辺はどうお考えなのかなと思って。直接、今回の湧水対策基金もふえていくわけですが、正常な形になっていくわけですが、そこら辺のことについては。基金の運用規定とか、それはそのようにもっていくというのはわかりますけど、そこら辺についてはどう考えをお持ちなのかどうか。

○ 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

auから寄附をいただいたり、1億ですね。これをこれからどういう形で使うかという話だと思いますけ

ど、まずはa uとの話の中では、これだけのために、潟水対策基金だけのために報告に、あるいは行くということは今まで過去にありませんが、いろいろなイベントが年間を通してさせていただいておまして、その中でa uがほとんどのイベントに協賛させていただいております。ですから協賛依頼であったり、協賛のお礼であったりというところで、年に6回ぐらいは最低でもお会いしておりますので、社長とですね。その中で今回の海水淡水化施設の進捗状況、あるいはこれまでの潟水時のときにどういう形で取り崩しをして使わせていただいたと、そういうことはお会いするたびにお話をさせていただいております。一部供用が今年度末だというふうには今は予定されておりますので、そのときにもまたぜひ来ていただきたいということと、あとは私たちのイベントとは別のときに一度竣工した施設をごらんになりたいということで来島されております。そのときにはいろいろと現状の報告等も含めてさせていただきます。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

よろしくお願ひします。結構、私もこの件でいろいろ失礼なことをしゃべったかもしれませんが、a uに関してはですね。ではお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

あと1、2点、ちょっとお聞きしたいと思います。歳出の面でちょっとお聞きしたいと思います。繰越金がそこでありまして、そこに財政調整基金の平成23年度の決算の1億円余りから5,000万円も引き続いてやるというのは、これは非常に大変すばらしいものだと、私はそこは評価したいと思います。やはり、それだけの、こんな財政の厳しいところでは、やはり剰余金をそれだけためたというのは非常にすばらしいものだと思います。それはさておいて、この各項目ごと、また款ごとに見てみますと、給料の動きが非常に激しいんですね。例えば、総務一般のほうで契約73万円、土木のほうで519万円、道路新設のほうで257万円、河川のほうで77万円、民生のほうで125万円、衛生で90万円。これはですね、人事異動に伴うとなっても私は絶対、給与係が本当にしっかりしているか。私はこれだけは珍しいですね。給与というのはもう9月なんで、あす、あさってはもう12月ですよ。これをやるんだったら6月にやるのが本当だと思いますよ。人事異動のあった2カ月後に、こんなにたくさんのが動くというのは、もう絶対にあり得ないと思うんですよ。本当に仕事をやっているかな、これ。私はそう思いますね。初めてなんです、補正でこんなに給与が動くというのは、それから最後にこれにつきましてですね、総務課長はどのように思いますか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、去年の6月にですね、その他職員手当の節もないという形で、厳しいので6月補正をさせてくれということで6月に補正をした件なんです。県は一般的に11月補正で、要するに所得が大きいので、1課に1人となるとですね、かなり高額でもらっていたのが、若い職員が入ってくればいいんですが、逆のケースもありますので、逆に県は二、三十名の一つのかたまりの中で、何とか泳げるので11月補正をします。どちらが適切かといったときに、6月の出納整理を締めたときの直後の人事異動に伴う補正がいいのか、これはおっしゃるように、職員手当のその他細節はですね、扶養者がいるいないでもって全部変わってきますの

で、貸し借りをした状態でやっていますので、6月がいいのか、それとも今回のような9月がいいのかというのは時期もいろいろあるかと思うんですけど、出納整理を終えて今回は、通常は9月で人事異動に伴う補正をしています。そして、特会でもマイナスをとってきて、プラスとプラスで最終的には800万円ぐらいの増になっています。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

私が言いたいことはですね、今みたいに総務のほうの900万円。例えば、そこから課長がどこかに動く、課長にかわるだれかが来る。このときの給料の差というのは、一たんこれがマイナスになって、プラスになるのが当たり前なんですね。だけど900万円というのは考えられますか、これ。900万円で何名分ですか。900万円というのは。これは恥ずかしい話ですよ。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

一般管理費のですね、このケースはちょっと特殊なケースでですね、いわゆる定数があるわけですし、いろいろ人事異動の配慮のためにですね、定数を超えた人を配置しているところから生じています。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

総務課長が言いたいことはわかっています。ただ、わかっているがあまりにも額が多いんですね。だから、今よりも新採用をやるというのは、やってもわずかな給料なんですよ。十何万円かなんですね、高校卒業というのは。これは一年をかけてもわずかなんですよ。話にならないですね、これ。だから、本当に給料係がしっかりやっているかどうか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

給料についてでございますけれども、土木費の519万円が計上されていますが、こんなに多いのにびっくりしているんですけど、どうしてなのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、土木総務費でですね、昨年、定年退職された方の課長がいましたので、そこを額面どおり取って、来年はいないという形で計上していなかったところから高額な補正になっています。いろいろ工夫してやればですね、ある程度のそういう高額な補正にはならなかったと思います。この辺は事務的なまだ未熟な部分があったかなと思いますから、それを踏まえて指導していきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

では、村長にお聞きしたいと思います。土木のほうで519万円も計上ミスがあったということは、本当に土木課長はいなくてもいいからというようなものしか私たちは思っていないんですが、どうしてそのようなことになるのかお答え願います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。御指摘の点につきましては初歩的な本当にミスだと思っておりますし、大変申しわけなく思っております。もちろん産業振興課に課長がいないわけではなく、実際に張りつけてもおりますし、その辺の計上ミスがあったということを改めておわびをしたいと思いますし、これからはそういうことがないように職員一同また気を引き締めて予算編成をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。今回の件は本当に申しわけありませんでした。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

そういう点におきましては、村長のあれでよくわかったんですが、今後はやはり私はこれを全体的に見てみますと、給与係は非常にしっかりしていないと私は思っております。だから、今後はやはり総務課長を中心に、もう一度ですね、いろいろ上げるときはちゃんとしたものを提案してもらいたい、このように思います。

それから、あと1点のものでございますけど、12ページでございますけど、そちらのほうに公有財産購入費が500万円計上されておりますが、これほどこのものかちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

この公有財産購入費500万円について説明します。これは座間味地区において墓地公園を整備する予定地、これは2,004.5平米なんですが、現在は公共の財産であります。座間味の墓地公園です。当該用地を確保して整備をする必要がありますので、ことし2月に国のほうから現地調査が入りました。さらに6月から7月にかけて墓地公園予定地の土地評価に係る調査が実施されましたが、その結果、評定価格として1,500万円が提示されました。国としては国有財産法に基づいて3分の2の面積でいうと1,335.5平米。これは村へ譲与して残りの3分の1、669平米ですけど、これは時価払い受け、売り払いということで、村が買い取りをするということになりますので、その費用として計上しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

これ場所はどこですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

場所は座間味港東側の墓地がたくさんありますが、その一番先のほうになります。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

何年前かに阿真地区、そしてまた座間味のほう、それから慶留間、座間味もやったと思うんですが、それだけの墓地の整備はやったと思いますが、座間味はまだやっていなかったんですか。まだやっていない。これを今みたいに500万円で買った場合に、これは希望者がいたらそこを売るんですか、どうですか。これをちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これは現在、墓地公園で、以前にそこは整備測量は終わっています。そこに今17基墓地が設置できるように今、予定しておりますので、これを常時応募という形で進めていきたいと思えます。特に今回、ユンジチということもあってですね、既に3名程度はそういう希望者もいる状況です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

これを整備しましたら、500万円の公有財産が入るんですが、売った場合には入ってくるわけですね、幾らかは。入りますか、これ。お金は入りますか。歳入。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これは条例の中で使用料として現在、制定等ありますので、それを見てですね、その分の徴収はしたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

よくわかりました。以上で終わります。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありますか。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

今の墓地公園のことで確認させていただきますけれども、これは先ほど金城勝英議員からもあったように、座間味、阿佐、阿真、阿嘉・慶留間等を整備した、多分四、五年ぐらい前になると思うんですけども、その土地購入費と違っていいんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これは座間味の墓地公園のみの購入費ということになります。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番 (大城 晃議員)

これは座間味の墓地公園と先ほどから聞いていますけれども、整備の年度、整備の時期は村内一斉にやった、一斉といっても一、二年の間で座間味、阿佐、阿真、慶留間・阿嘉とやったときのものでは座間味だけ公有財産購入費として今、計上されているということでもいいんですか。どうしてこれまでおこなわれていたんですかね。

○ 議長 (中村秀克)

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長 (宮村英美)

これは国有地を取得するために、これまで結構時間がかかりましたので、今回やっとうこういう整備に向けて動くことになりました。当初はですね、県のほうも、これは港湾課なのか、それから海岸防災課なのか、その管轄がよく決まらないということもあって、長いこと時間がかかった経緯がありますが、今回そういう国有地を取得するための手続に時間がかかったということです。

○ 議長 (中村秀克)

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番 (大城 晃議員)

多分これは起債でやったと思いますけれども、そのときの起債検査は済んでいるんですよ。それともう1つ、慶留間についても海岸と接近しているんですけども、あそこは今の県の担当部署はそういった手続はもうお済みなんですか。

○ 議長 (中村秀克)

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長 (宮村英美)

慶留間については字有地に整備しております。

申しわけありません、たびたびで。起債については設計と、それから造成工事に充てております。

○ 議長 (中村秀克)

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番 (大城 晃議員)

かなり前、四、五年ぐらいまえの事業だと思うんですけども、起債検査を無事、そういう施工するに当たっての条件整備、土地の購入については検査対象外だったということでもいいですか。しかし、四、五年も座間味の土地がそのまま整備されてですね、これまで放置されて、今年はユンジチということで、目に当たるのは墓地公園以外のいわゆる墓の整備というんですか、それがあちこち今、目立っています。今も工事中が1件ありまして、それから工事予定というのがもう1件あると聞いています。これはすべて墓地公園外なんですね。それで、これはたしか四、五年。数字はわかりませんが、四、五年ぐらい放置されていて、このユンジチに五、六件の墓が建てられたら、この墓地公園にする意味があるかなと思いますけれども、答弁をお願いします。

○ 議長 (中村秀克)

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長 (宮村英美)

現在、墓地公園を利用したいという方が、以前は十何名かいたそうなんですけど、今は十名近く問い合わせ等いただいておりますので、今後の墓地公園については、ほとんどの方が公園を利用すると今、考えてい

ます。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

そうですね、門中墓から独立したり、それから新たな墓の建立とかいろいろあると思います。聞いたところによると、墓をつくりたいけれども、待ってくれ、墓地公園を利用してくださいということで、では墓地公園はいつ利用できるかということで、さらに待ってくれとかですね。いろいろたらい回しされたような話も聞いていますので、ぜひ一日も早く整備して利用させるようにしてください。立っているついでにもっといきます。

8 ページの繰入金。先ほど湧水対策基金の繰入金は宮里議員が聞いたので、この下の座間味村ふるさと応援基金繰入金。これの歳出がどこに当たるのかわからないのですけれども、説明をいただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、13 ページです。衛生費、清掃総務費に150 万円ですね。そして17 ページ、教育総務費のへき地教員宿舍整備費に80 万円。トータルしまして230 万円の充当です。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

以前にも要望した覚えがあるんですけども、このふるさと応援基金の用途については以前、5 カ字に均等払いしたこともありまして、寄附した人がですね、座間味に戻っている、旅行で来たときに目で見てわかりやすいように、これはふるさと応援基金を活用していますというようなことで、知らせるほうが当たり前だと、親戚でもないんですが当たり前だと思って、そういうふうにしてくださいと言った覚えがあるんですけども、これの清掃賃金なんかはどういうふうに表示ができるんですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

大変貴重な提言をいただいてですね、今回ちょっと議論をしたのはですね、例えば環境にやさしい、エコ電気バイクなのか自動車なのかわかわからないんですけど、議論しましてですね、おっしゃるような皆さんのふるさと納税基金で、私たちは環境にやさしい島をアピールしていますとか、またプレートをつかってほしいと。まさしくそういう整備をした花壇等に、そういうプレートをつくる。この辺は大変すばらしい提言なので肝に銘じております。そして今回、その議論をやっていたところ、ちょっと時間がタイムアップということで、再度ですね、まだ基金はありますので、再度また12月に持ち越して基金をまた用途をしっかりと、おっしゃるような関連のふるさと納税されている方がまたやりたくなるような、そういう事業に仕組んで12月もしくは3月に事業に新たに仕組んでいきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

一年以上前に同じような提言をしたんですよ。ただ草を刈って花を植えて、そこに何の表示もなければ自己満足で終わっているのではないかと。それで、このふるさと応援基金は寄附金であるし、もちろん高額の

人もいますよね。そういった人たちが座間味に運よく来た場合に、見たら非常に気持ちがいいというような表示をしてくれといったのが1年ぐらい前なんです。この1年間、全然そういったのはチェックをされなかったと思っていいんですね。さっきの話は議論したけれども、これは後回しにしましたというような話ですけど、ではこの1年間、私が提言して何も…無視されていたんですか、どうぞ。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

大変貴重な提言をいただいてですね、現にいま整備したところにプレートを建てるという方法もありますし、また先ほど言いましたように電気バイクか自動車かわかりませんが、そのの部分にもふるさと応援基金が充てられていますというようなピーアールを兼ねたようなものも一応検討しています。そして効果的なピーアール方法も今後また検討しますし、また、すぐにできるものについては早速取りかかっていたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

ある議員が、「検討します」は私は聞きたくないと言ったんですけれども、その検討しますを1年ぐらい前に聞いていたんですね、ありがとうございます。余り期待できない返事だと思ってこの件は終わります。検討してください。

もう1つ、14ページの商工費。また課長お願いします。慶良間海域利用ルールの策定業務219万5,000円ですか、これについて説明をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

慶良間海域利用ルールの策定業務についてなんですが、これは去った6月27日に慶良間海域エコツーリズム推進全体構想の認定を受けました。それを受けて座間味村、渡嘉敷村、両村のダイビング協会、エコツーリズム推進を踏まえて、統一した海域の利用ルールを作成する必要があります。利用ルール策定については保全活動の計画、それから慶良間海域の利用規制、監視方法や違反者対応、それからエコツーリズム運用体制、それと競技及び会議運営等について、専門のコンサルに委託をするということで今回、計上しております。委託料になります。これは渡嘉敷村と共通の事業になりますが、総事業費が438万9,000円なんですが、これを両村で折半して策定を依頼するということになります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

両村で折半してやるということで219万5,000円の計上をされていますけれども、この400幾らかの中身ですね。それからこの仕様書について、全然今、私たちには見えていないんですね、中身が。例えばダイビングだけなのか、カヤックも含めるのか、スノーケリングも含めるのか、そういったものについて全然読めていない、見えていない。それからですね、エコツーリズム推進協議会というのが最近はあまり耳にしないんですけれども、この発注先は村で推進協議会とはどのような結びつきがあるんですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

契約の方法についてですね、これは県の指導を受けて、改めてそういう勉強をして契約していきたいと思っています。申しわけありません。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

きのうの段階の一括交付金事業の進捗状況を伺った場合の21の表に入っていないものがきょう出てきたから、きのうで説明を受けておけばこういうことにはならなくて、よかったですと思います。ただ、きのうの段階の表では21。その中からユニバーサルが抜けて、今、海域ルールの策定が入ってきたもので、入れ替わったのがちょっとわかりづらいと。県の指導を仰いでこの業務の遂行に当たりたいということなんですけれども、今の段階ではそういったところがあやふやです。あいまいな返事になっていますけれども、これをもう一度お聞きします。業者はこういったものに経験豊かな業者をピックアップされているんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これまで、そういう業務に携わってきたという業者からの見積をいただいています。

○ 議長（中村秀克）

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番（大城 晃議員）

議会が終わってからでもいいですから、この中の金額が積み上げられているので、その金額に相応する仕様書のほうを議会のほうに見せていただきたいと思います。以上で私は終わります。

○ 議長（中村秀克）

3 番 金城善昇議員。

○ 3 番（金城善昇議員）

先ほどの公有財産の購入費の件で何か墓地公園の話が随分出ているんですが、阿嘉のほうの墓地公園が数年前に整備されたことがあったんですけど、向こうに3基ほどお墓が建っているんですが、周辺が全部草でいっぱいになっているんですが、あそこの土地問題はもう解決しているんでしょうか。あれは学校のグラウンド整備をしたときに、拡張整備したときに代替地としてそこに土地を取得したという人たちもいますよね、私有財産だということで村の総会の中でかなりもめていたんですよ。しかし、前村長がですね、整備するにはどうしても土地が必要ですから、そのときに村有地という登記があるから、私有地は認めないということで強行にやったという考えを私は持っているんですけど、その後からもかなりもめているんですよ。整備はされましたけれども、いつから売り出しているのかもわかりませんが、貸し出しをしているのかわかりませんが、それについて今現在、使用しているものに対して使用料を取っているのか、契約をするために公募してやっているのかどうか、その辺をちょっとお願いします。それがはっきりしないと座間味の先ほどの件も、いや使用料は取りますよとって取れなくなる可能性がありますので、向こうは幾ら

ぐらいかかったかわかりませんが、あえて100万円前後と、整備するためには100万円前後とは聞いていますけれども、その後に使用料としてどのぐらい入っているのか、それをちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

お答えします。まず建っている3基については申請書をちゃんと提出していただいて、それを審査して現在向こうの墓地は建てておりますが、使用料につきましては現在、徴収はしておりません。これは5カ字の墓地公園を整備した後に、均等に使用料として条例改正等も必要になりますが、使用料として座間味地区を整備した後に均等な料金で整備していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

申請があって、それを審査して許可を出したと言っておりますが、要はその許可申請のやり方というのは一般の人はわかりませんか、はっきり言いますけれども。どうやってそれを、許可申請書を入手して申請してやるのか、方法を教えてもらえませんか。これは座間味村役場から、こういうのがありますということで何か公募しましたか。それを教えてください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これについては各区でやっています。行政懇談会等で各区に周知をして、それで必要という方が現在申請して建っている状況です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

行政懇談会等と言いますが、では行政懇談会があることさえ知らない人たちというのは、参加しない人たちというのは何の権利もないと。そういう人たちは、お前たちは来なかったから悪いんだということになるわけですね。例えば島出身でいるんですよ、那覇とか。共同墓地に入っていますから、皆さんね。自分たちだけの何かがあったときに、埋葬ができないということで、やはり単独で購入したいとか、つくりたいという、持ちたいという人がいるんですよ。ところが、そういう話は聞いたことはあるけれども、「座間味村はいつその公募をしているんですか」と。私も実際、知りませんから「いや、知らないんだよね」という返事しかできないんですよ。「あったら教えてくれ」と言うんだけれども、申請のやり方は私もわかりません。多分、私が参加しなかった行政懇談会で説明をしたんだと思うんだけど、それを知らない人には何の権利もないということになりますよ。はっきり言いますが。何の行動もしていないということはね。本当だったら新聞等に出す必要があるんですよ。それもしない。もう何年間たっても座間味のものの整備が終わらないから、使用料はいただきませんということになっていたら、それこそ余計おかしな話ですよ。座間味のものが整備きれいに終わらなかったら、いつまでも使いたい人は使って、知らない人は使えないという状況になりますよ。それで使用料はいりませんという話になりますよ。これは去年じゃなかったですか、北部協からもそういう問題が出ていましたでしょう。仮墓の移動について、どうにかできないかということで、墓地公園の整備はしますと言うけれども、前に進まないということですね。では、これができた後にはどうするんですかとなったときに、その建築費用のない人たちとかになった場合には移動も認められないわけ

ですよ。審査するわけですよ、申込みをして。審査して、ああ、この人はお墓をつくるお金がないとわかったときには外すんですか。貸しもしません、そういうことになるわけですか。ちゃんと規約なんかもつくっているわけでしょう、条例規約は。それをちゃんと整備して、だれでもいつでも見に来たら閲覧に応じるようにしててくださいよ。そういう沖縄本島でどうにもならないからこっちで墓地公園ができていたんだって自分たちも利用したいという人が結構いますのでね。それと、利用されている人たちからは、ちゃんと利用料を取ってください。これはさっき大城議員が言ったように、取りますか取りますかと言ったら、取りますと。お金をかけてやるので取りますと言っているのです、それを実行しないということは、とんでもない話ですから。きのうの決算書の中でもそうだったんですけども、行政財産の利用料が要するに未収のほうが多くなってきているので、全く同じようなことですからね。これに関してはこれで終わりますけれども、先ほど大城議員も話しましたが、この150万円の清掃費。これは多分、一括交付金から出すということで、ごめんなさい。ふるさと納税のものでやると思うんですけども、確かにどこに何をやったかも全く分からない状況で、阿嘉・慶留間は何かあるとシカの御馳走になってしまうので、やっていいものかどうか迷っています。だから多分、またかなり残ると思うんですけども、不用額の予定は幾らになっていますか。これは答えなくていいです。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

13ページのさっきも出ました5カ字の清掃費の件ですけど、これについて再度確認させてください。これはどういったものですか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

清掃費の150万円、5カ字計上していますが、これはふるさと納税を活用した美化還元ということで、これから座間味村には修学旅行等、また年末にかけて大掃除等もあります。それで各区の清掃賃金として計上しております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

ということは、これは役場からの業務委託。直接雇用だと思いますが、そういう形のものでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これについては各区長に事業計画等を出してもらって、それを調整によって各区長と調整していきたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

ですから、これはどういったものですか。役場の要するに経費として行政委託なり、そういった形での賃金なのか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これは村直営で考えております。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

一昨年、30万円ずつ各字にあげたんですけど、それがどういったお金なのか、非常に不明確な部分があったと私は記憶しています。各字についてはちゃんと字の収入に入れて決算までしてやっているところと、何に使ったかわからない、区民もわからない、ふるさと納税からきたお金とも知らないで、通常の草刈り賃金として処理したところと、きちっとして決算書に上げて、ふるさと納税のお金から、村からそういったお金が来たから、そういう作業に使っていますというところがありました。それで、慶留間はこれを申請してなかったんですね。これはまちまちなんですよ。実績とかいろいろ使い方について。これふるさと納税基金から来て使っているものですから、こういうようなものはもうちょっとルールとか処理の仕方、ただ一般経費みたいな形で賃金に対して払っていますということなのであれば、それでもいいんですけど、それぐらい明確にすべきではないかなと思います。阿真区に行ったら、ふるさと納税から使った賃金で草刈り等いろいろな作業をしていますよ。阿佐に行ったら、だれも知りません。慶留間に行ったら、申請してません。こういう形のものがあるものですからね、さっきの不用額の話は別としてですね。これはせつかくふるさと納税から来ているものですから、もう一度ルールといいますか、今のままでのいいだけけれども、明確にしてほしいということです。各区長がちゃんと説明できるような形で。そこら辺、もう一度答弁をお願いしますか。どういった形で。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、御指摘のとおりですね、昨年30万円ずつ各字で、字の予算に計上しているところとしていないところ、また結局、時間切れで年度末が押し迫って、お上げたところ、なかなか使えなかったと。いろいろな御指摘を受けましたので、今回はですね一歩立ち止まってですね、まず今年は夏の観光シーズンに草刈りもしたいということもあって、とりあえず直営。そしてまた、いろいろまた充当する先も必ず清掃とか花木を植えるだけではなくて、次世代の子供たちにも使えるということもあるので、そういうのを。もしくは先ほど申し上げたような、ふるさと納税をもっとピーアールできるようなものにできないかということで、今回はその反省も踏まえてですね、とりあえず一歩立ち止まって、すぐ国に任せるというような発想ではなくて、とりあえず直営をさせていただいて、また区の皆さん、区長ともいろいろ議論してですね、どういう使い方があるか意見も聞きながら、おっしゃるその仕組みづくりを行っていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

お金には名前が書いてないものですから、せっかくふるさと納税から来ているものですから、例えば賃金でやるのであれば期間を設けて、ふるさと納税のクリーン週間の賃金ですとか、周知徹底していただければ、ほかの草刈り賃金と区別ができるんですけれども。普通の賃金としてやるんだったら構わないけれども、財源がふるさと納税基金からになったものですから、その形をもう少し配慮したやり方なり、名前でもいいし放送でもいいですけど、そういった形の放送はやったほうがいいのではないかと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

先ほど大城 晃議員から質疑のあった内容にちょっと関連するのですが、あるいはエコツーリズムの地域の策定ルールが認定されて予算もつき今、スタートしているなど。時間は結構かかってはしまいましたが、いろいろな官民挙げて御尽力いただいた方々に対しては非常に感謝したいと思います。ただ、あくまでもこのエコツー関連はこれがスタートで、その先に我々が考えているのは国立公園化。最終的なゴールとしては、もちろん地域住民のコンセンサスがとれれば世界遺産までがゴールだと思っておりますので、今後とも国や県からのいろいろな情報を、やはり先に情報が来るのは行政のほうに情報が来ると思っていますので、しっかり情報をキャッチしたら、もちろん民間のほうにも流していただいて、最終的なゴールに向かって手を取り合って進んでいきたいと思っております。そこでですね、今、県のほうでは沖縄21世紀ビジョンと連動して今、行われている事業が「沖縄県生物多様性地域戦略」という事業が今、進んでいると思っております。沖縄本島におきましても八重瀬町や、やんばるのほうでも地域のほうでいろいろな戦略会議が開かれていると思うのですが、座間味村においては、いわゆる県の自然保護課が今、進めているんですけれども、沖縄県生物多様性地域戦略というこの事業ですね、この座間味村のほうにこれまでオファー等、何らかの形で事業情報が流れていましたか。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

産業振興課の意見も、現段階では確認はしておりません。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

今、県のウェブサイトのほうでは今、検討委員会が3回ほど開かれておりまして、その検討委員会が出た意見の内容とかがリリースされている状況であります。今、実際に検討委員会の中で揉んでいる状況で、策定されているたたき台が出ているんですが、エコツーリズム推進法的时候はですね、4年前、5年前のときは少なくとも沖縄本島のやんばるの森で慶良間のサンゴ礁、あと石垣島の石西礁湖のサンゴ礁、あと西表島の汽水域のマングローブ、これはセットで必ず名前が出ていました。どの事業を見てもですね。今回、この生物多様性地域戦略なのか、もちろんこれもコンサルだとか、あと委託を受けた事業が形式的につくった今はたたき台になっているとは思いますが、冒頭の部分、本当に大事な最初の部分でですね、残念ながら慶良間という名前が入っていません。全体を見回しても3行ほどしか出ていないんですね。非常に残念なことで、これに出ているのも、やんばるや西表の森、泡瀬や泡瀬干潟、石西礁湖、それだけしか出ていないんですね。これはぜひですね、まだ今は検討委員会の段階であります。検討委員会の中で今、意見が出ているんですが、最初に出ていますね。検討委員の中から意見が出て、委員の人材バランスが悪いというのが既に出ていますので、ぜひ座間味村としてですね、例えばさまざまな会議がありますが、そういう方々を送り込

んで、ぜひ我々の意見を聞いてくれと。もっと慶良間、座間味の名前をどんだん県の事業に出してくれというふうに意見を言わせてくれということを行政のほうからお願いをして、やってもらわないと我々は先を進んでいるつもりではあるんですが、県の事業においてはこういうふうな状況ですね、なかなか地域の声が届いていない状況になってしまいます。ぜひ、ちょっとアンテナを張り巡らせてですね、生物多様性地域戦略にしっかりと意見ができるような仕組みをつくっていただきたいと思います。どうですか課長、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮村英美）

これはもうこれからのエコツアーとも十分関連してきますので、そういう会議には積極的にこちら側から意見を述べるなり、そういう姿勢で臨んでいきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

ぜひよろしくをお願いします。今は情報の世の中です。情報は財産ですので、ぜひよろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 平成24年度座間味村一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第40号 平成24年度座間味村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

これで午前の審議を終了いたします。午後は1時30分から再開いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

これから午後の審議を始めます。再開します。

日程第9. 議案第41号 平成24年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

1点ほどお聞きしたいと思います。7ページでございませうけれども、こちらのほうに出産育児一時金の2

10万円が計上されておりますが、何名分でございますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

出産育児一時金はお一人42万円ですので、5名分となっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

よくわかりました。これにつなげまして、また聞いていきたいと思えます。8ページでございますけれども、予備費のほうは445万円計上されております。一般のほうから今、出産の負担金の210万円を繰り入れやっていますね。予備費がそれだけ余っているんだけれども、一般から入れなければいけなかったのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

ただいまの質疑にお答えいたします。確かに予備費のほうは余っておりますが、医療費のほうの伸びが予想されておまして、予備費のほうに計上させていただきました。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

よくわかりました。なるべく最後まで補正は繰り入れをやらないようお願いしたいと思えます。これで終わります。

○ 議長（中村秀克）

質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 平成24年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第41号 平成24年度座間味村国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第42号 平成24年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題いたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 平成24年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第42号 平成24年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第43号 平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

5番 金城弘昭議員。

○ 5番(金城弘昭議員)

私のほうから1点だけ聞きたいと思います。7ページの水道施設費の中で223万円余り組まれているんですが、井戸影響調査委託料とありますが、この中身をちょっと教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長(中村秀克)

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長(野崎 康)

ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。この調査は井戸を前年度で掘ってしまして、もう一回、予備の井戸を設けるために、この井戸はですね、今の井戸が2カ所、ここに掘った場合、引っ張りあってちゃんと物ができるかどうかの調査をしながら、もう一本を次年度に予備として井戸を設けるということで今回の本調査に入れています。

○ 議長(中村秀克)

5番 金城弘昭議員。

○ 5番(金城弘昭議員)

これは今、まだ工事は完璧に完了はしてないとは思いますが、これは井戸調査委託料ということですが、私がちょっと聞いた話では、その井戸内の水質的な検査とか水質の検査委託料ということをちょっとお聞きしたんですが、これとは全く別の話なんですか。

○ 議長(中村秀克)

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長(野崎 康)

御質疑にお答えします。これとは別の井戸調査です。

○ 議長(中村秀克)

5番 金城弘昭議員。

○ 5番(金城弘昭議員)

わかりました。水質調査ということで聞いていたものですから、それで水質検査の中でこれは毎年出てくるものなのか、そうすると年間、またこんな形で水質検査料でこれだけの金額が出ていくかと思って聞いたんですけれども、全く別ということですので、わかりました。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、金城弘昭議員が言っていた毎年出るものなのか、そうでないかというのは今の課長の説明でわかりましたけれども、この海淡については地元の説明会をするという話でしたけど、その説明会をしてどういう結果が得られたのか、また連続してですね、この水道事業はいつまで当村でやって、あとは企業局との広域の話がどこまで進んでいるのか、これは村長が教えてください。これを総務課長が答えたらわけがわからなくなるから、村長お願いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

住民説明会といいますか、先週、井戸を掘り進めていて座間味区3部落がお見えになって、約50名近く、50名はいなかったんですけれども、その中でいろいろありまして、現在予定している箇所よりはもうちょっと延長したほうがいいのではないかとということで、これは決定事項ではないものですから持ち帰っていろいろ検討するというので、住民といろいろお話ししました。やはり住民側としてもそういう放流するにあたって、かなりサンゴが傷むのではないかと、それを心配しているものですから、時間をかけて潮の流れとか、そういうのをもうちょっと、沖に出したほうがいいのではないかとという意見がありました。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

水道の広域化につきましては、県のほうで一生懸命頑張らせていただいていると認識しております。6月にも話をさせていただいたと思いますが、今、県のほうでは補正予算を多分組んでいるという、もう組んで終わっているのかそこら辺は未確認なのですが、各対象自治体の水道に係る財産の調査を入れるということで、予算化は多分されていると思います。そろそろ座間味村、本村におきましても財産の調査をするということをしております。その後、この財産をどういう形で持っていくのかとか、そういう議論になるかと思っておりますが、できるだけ私としても協力をさせていただきながら、一日でも一年でも早く水道の広域化を実現するように頑張っていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

早目にやって、簡易水道の話が予算の上で出ないように。一般から繰出しが少なくなるように早い段階で実施できるように県のほうのけつをたたいてください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

先ほどの質疑にもありましたけれども住民説明会、これは8月の臨時議会で海淡の請負契約の締結ということで議案がありまして、その際、放流口はどこですかと聞いたところ防波堤。防波堤というのは、港内で

あるし、港内区域であるし、わかりやすく言えば阿嘉と座間味の港内の水の透明度を比較してもわかるように、座間味の港は潮の出入りが非常に鈍いと言うんですか、滞留しているように思われますので、そこではまずいのではないかということで、意見交換会をやるという前提のもとで議案を可決したという記憶があります。そこで、9月の18日に海淡の意見交換会を持っていただきました。大変ご苦労さまでした。住民も高い意識で50名近く参加しましたがけれども、その中で私が記憶している意見としては、もう一度、予定している放流口から引き潮にどの方角に海水が流れていくかという潮流検査をしてほしい。それによって間違いなく沖防の外は私たち普段から見てもわかるとおり、渦を巻くぐらいの激しい潮流なんですね。それで、いわゆるダイビング関係者からは自分たちが身近にしているわかる範囲で沖防の外まで持って行ってほしいという話がありました。これは去った臨時会でも話たんですけども、先ほどからエコツーリズムとか環境とか、村長の施政方針にあるように、総合計画でもあるように楽園とかよくきれいな言葉が出ますけれども、本当に環境に対してはですね、デリケートに取り組んでいただきたいと思います。意見交換会では最後に調整官が意見を大切に伺って、これを持ち帰って庁内で検討しますということをおっしゃっていましたので、ぜひ潮流検査を入れてですね、次の12月議会の補正に放流口の延長工事が上がってくるように希望して、私の意見を終わります。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第43号 平成24年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第44号 平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第44号 平成24年度座間味村下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第45号 平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第45号 平成24年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第46号 平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第46号 平成24年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第47号 平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第47号 平成24年度座間味村航路事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 発議第5号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書についてを議題とします。

発議第5号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第5号は提案理由を省略することに決定しました。

発議第5号

平成24年9月21日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会

議員 大城 晃

賛成者 座間味村議会

議員 金城勝英

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書について

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書

貴職におかれましては、平素から駐留軍関係の雇用・離職者対策に特段のご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、「駐留軍関係離職者等臨時措置法」は、平成25年5月16日で有効期限を迎えます。ご承知のとおり、駐留軍雇用は、米国の軍事政策や国際情勢等に影響を受ける特殊な職場環境下であり、本質的には不安定な状況に置かれています。

本県におきましては、平成18年5月の在日米軍再編に関する最終報告で、「普天間飛行場の移設や在沖海兵隊のグアム移転及び嘉手納以南の基地返還」等が合意されております。

5つの対象施設には3,862名（平成24年3月末）、海兵隊施設には、4,977名（平成24年3月末）の従業員が勤務し、状況如何によっては、雇用継続が困難となる事態も懸念されます。

一方、全国の失業率は4%台で推移していますが、県内の失業率は全国の約2倍で推移し、雇用情勢は極めて深刻な状況にあり、駐留軍関係離職者の再就職・自活の道は容易ではありません。そうした中で駐留軍労働者の解雇が発出されますと、県経済に与える影響は大きく地域的な雇用情勢は、パニック状態に陥る事は明らかであります。

つきましては、有効期限をむかえる駐留軍関係離職者等臨時措置法の再延長につきまして、なお一層のご配慮が必要と存じますので、同法の再延長実現にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月21日

沖縄県座間味村議会

(提出先)

防衛大臣 森本 敏 殿
厚生労働省大臣 小宮山 洋子 殿

これから発議第5号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第5号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 発議第6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についてを議題とします。

発議第6号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第6号は提案理由を省略することに決定しました。

平成24年9月21日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会
議員 金城善昇
賛成者 座間味村議会
議員 金城弘昭

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の
構築を求める意見書について

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」
の構築を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は京都協定書においては、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保している。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、

「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月21日

沖縄県座間味村議会

提出先

衆議院議長、参議院議長
内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣
農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

これから発議第6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 発議第7号 「へき地学校給食用物質供給事業」に関する意見書についてを議題とします。

発議第7号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第7号は提案理由を省略することに決定しました。

発議第7号

平成24年9月21日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会

議員 宮里清之助

賛成者 座間味村議会

「へき地学校給食用物質供給事業」に関する意見書について

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

「へき地学校給食用物質供給事業」に関する意見書

高度へき地校「3級・4級・5級」の給食費補助は、「へき地教育振興法」に基づき、文部科学省による「高度へき地学校児童生徒パンミルク給食費補助金」としてスタートしました。その後、独立行政法人日本スポーツ振興センターに委嘱され、「へき地学校給食用物質供給事業」として継続してきております。

その支援事業が2012年度で打ち切られることが、関係団体に連絡され大きな問題になっています。沖縄県内19市町村に対し、2010年度は県内約5,182万円（全国約9,800万円）、2011年度は県内約171万円（全国約7,900万円）、2012年度は県内約3,600万円（全国約6,600万円）が支給されています。2012年度で小学生1人1日あたり16円、中学生1人1日あたり17円の補助になり、高度へき地の多い沖縄県が全国の半数以上を占めています。

この支援事業は、離島や高度へき地の学校に通う児童生徒に対して、他の地域の給食と差が出ないように実施されてきました。同センターは、積立金を取り崩して事業を継続されてきましたが、2012年度いっばいで資金が底をついたために終了と発表しています。

高度へき地の経済格差や食材調達のコスト高等から、県内19市町村はこの補助を活用して、沖縄本島の学校給食並の水準を維持してきた経緯があります。子どもたちの食育を配慮し、給食の水準を下げることは避けなければなりません。もし、補助金が全くなくなった場合、関係自治体や保護者への負担増も懸念されています。

離島などの高度へき地校は、生活・経済・進路などでも本島の子どもたちと比べ、多くのハンディキャップを抱えています。関係機関と連携して、長年継続してきた同事業の継続か、もしくはそれに代わる事業の取り組みを強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月21日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣 殿
総理大臣 殿
財務大臣 殿
文部科学大臣 殿

これから発議第7号 「へき地学校給食用物質供給事業」に関する意見書についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって発議第7号 「へき地学校給食用物質供給事業」に関する意見書につい

ては、原案のとおり可決されました。

日程第19. 発議第8号 県産品の優先使用に関する決議についてを議題といたします。

発議第8号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第8号は提案理由を省略することに決定しました。

発議第8号

平成24年9月21日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会
議員 大城 晃
賛成者 座間味村議会
議員 金城勝英

県産品の優先使用に関する決議について

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

県産品の優先使用に関する決議について

県産品奨励運動は、県産品の需要拡大を図ることで、県内企業の育成強化と雇用拡大を促進し、もって県経済の活性化を推進することを目的として業界、行政及び消費者団体などが一体で進めている事業であります。

本県は自立型経済の構築に向けて、新たな振興計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画」をスタートさせました。本計画における産業振興では、「ものづくり産業の振興」「県産品の販路拡大と地域ブランドの形成」といった地場産業振興に向けた事業を強く推し進めることになっています。

地場産業の根幹を担うのは「県産品の愛用です」。県産品愛用は地域経済の活性化と地域の雇用に大きく寄与しており、新たな振興計画の実現に向けて今まで以上に県民一体となって取り組む必要があります。

つきましては、われわれ業界も生産技術及び品質向上に向けて、懸命に努力をしておりますので、本村においても、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用について、意識の高揚を図るとともに、啓蒙啓発に努めるよう決議する。

平成24年9月21日

沖縄県座間味村議会

これから発議第8号 県産品の優先使用に関する決議についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第8号 県産品の優先使用に関する決議については、原案のとおり可決されました。

これで、本定例会の日程は、全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成24年第3回座間味村議会定例会を閉じます。

閉 会 (午後1時58分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 里 祐 司

署名議員 大 城 晃